

秋田県認知症疾患医療センターのご案内

地域医療機関の先生方へ



- 認知症が疑われる患者さんがいらっしゃる時
- 既に認知症と診断されている患者さんの症状が増悪したとき

当院地域医療連携室にご紹介ください。

かかりつけ医と認知症疾患医療センターに係わる 診療報酬が算定が可能となります

※診療報酬に関しては、「かかりつけ医と認知症疾患医療センターに係わる診療報酬」をご参考ください。

▼ご紹介時

- 通常の紹介同様、当院地域医療連携室へ所定様式を使用し、ご紹介下さい。
- 当院（センター）受診時は、ご家族の同行をお願いしています。
- 受診までに患者さんへ診療情報提供書の交付をお願いします。

▼逆紹介について

- 当センターではご紹介いただいた患者さんの症状が安定した時点で、紹介元に逆紹介しています。

能代厚生医療センター 秋田県認知症疾患医療センター

〒016-0014 秋田県能代市落合字上前田地内
TEL : 0185-52-3111 (病院代表、内線1129)
FAX : 0185-54-8894 (地域連携室専用)
月～金 9:00～16:00 (土日祝・年末年始等除く)
<http://www.yamamoto-hosp.noshiro.akita.jp/>

かかりつけ医と認知症疾患医療センターに係わる診療報酬 (平成29年10月現在)

かかりつけ医



能代厚生医療センター



① 診療情報提供書
250点
+
認知症専門医紹介加算
100点

認知症の疑いがある患者の紹介

認知症専門診断管理料1
700点
(1患者1回のみ算定可能)
「認知症の鑑別診断」

認知症療養計画書の提供

紹介元の医療機関において、認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、診療情報提供書（250点）に加え、認知症専門医診断加算（100点）を算定できます。

② 認知症療養指導料
350点
(6ヶ月に限り月1回算定可能)
認知症療養計画書に
基づく治療を行う

診療情報を文書で提供

地域医療連携室
FAX 0185-54-8894

紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの認知症療養計画書に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報提供を文書で提供した場合、認知症療養指導料（350点・治療を始めた月から6ヶ月に限り、月1回算定可能）を算定できます。

※かかりつけ医からの紹介患者ではなく、能代厚生医療センターに直接受診した患者を紹介させていただいた場合は、②は算定できません。

③ 診療情報提供書
250点
+
認知症専門医療機関
連携加算
50点
(月1回算定可能)

症状増悪時・再評価必要時

認知症専門診断管理料2
300点
(3ヶ月に1回算定可能)
「療養方針の再評価」

認知症療養計画書の提供

紹介元の医療機関において、既に認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合、診療情報提供料（250点）に加え、認知症専門医療機関連携加算（50点）を算定できます。